

## 第 1 章 職業能力開発における知的財産権



## 第1章 職業能力開発における知的財産権

我が国の職業能力開発は日本経済の発展と共に、その時々に必要な人材の育成及び強化を担うと共に労働移動による産業構造の変化に対応した機動的かつ弾力的な教育訓練の実施を担ってきた。

とりわけ我が国の得意とする加工組立型の産業分野を中心とした「ものづくり」を担う人材の育成と強化は日本の生産技術の向上に大きく寄与したといえる。

しかし近年、中国をはじめとするアジア諸国の追い上げとグローバル化の中で日本の「ものづくり」技術の流出、後継者不足による技能の伝承問題、十分な教育訓練機会の減少による技能・技術の質的低下など、さまざまな問題が噴出している。

このような閉塞感の中、政府は我が国の国際的競争力を高め、経済・社会を活性化するための手段として知的財産戦略会議により「知的財産戦略大綱」を策定した。

これは、今までの「ものづくり」に加え、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツなどの価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国の経済・社会の再活性化を図るというビジョンといえる。(知的財産戦略大綱より一部抜粋)

このことにより必然的にこれらを担う人材の育成・強化を図る必要があり、職業能力開発に課せられた責務は大きい。

一方でこれら新たな分野の育成・強化にあたっては知的財産権の保護と活用を円滑にし、関係者に対する周知を強化する必要がある。

職業能力開発にあっては、これまでも知的財産権の扱いについては、十分に注意を払いつつ、教育訓練を行ってきたが、今後、より一層の留意と周知の強化を行う必要がある。

とりわけ具体的な訓練の実施については、実践的スキル・技術の付与を最優先してきた結果、受講生（訓練生）に対し、知的財産権に関する十分な教育訓練を行う機会が少なかった。

今後は、前述の知的財産戦略大綱が示す「知的財産立国」の考えに沿った職業能力開発のあり方を検討する必要がある。

具体的内容については後章に述べるが、本格的に取り組むためには教育訓練に関わるすべての職務において知的財産権に関する知識・スキルの向上が必要であることはもとより、知的財産権に係る組織的な評価と人材育成の在り方、教育訓練への適用による受講生（訓練生）の知識・スキル向上を図る一方、組織や個人に及ぼすリスクの分析・評価とその対策を講じる必要もある。そしてこれらすべての課題に対し遵法性を持つ管理手法の確立と確実な運用体制の整備を行う事が肝要である。

